

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 3 4 号
2 0 1 6 年 3 月 1 8 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

障害を持つ社員への対応についての申し入れ

3月1日より、J R 東海 労 組 合 員 が 大 阪 交 番 検 査 車 両 所 より 大 阪 台 車 検 査 車 両 所 へ 異 動 となつた。この組合員は病気を患った結果、身体に障害が残り健常者と同じ業務をこなすことができず就労制限を受けている。大阪交番検査車両所においてもレールをくぐる作業や重量物を運ぶ作業には従事していなかった。しかし大阪台車検査車両所に異動後は、台車グループに配属され担務もブレーキ班のC担務と、障害を持つ組合員には到底作業をこなすことのできない作業内容の担務指定であり、身体の状態へ配慮に欠けた担務指定であると考えます。

以上のことから、本人の障害を無視した担務指定はもとより、多目的トイレ（障害者対応のトイレ）設備のない勤務場所への異動には大変問題があると考えため以下の通り申し入れるので、早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 障害のある組合員を重量物の扱い及び、屈伸動作や力作業の多い大阪台車検査車両所へ異動させた理由を明らかにすること。
2. 大阪交番検査車両所から転出要請があつたのか明らかにすること。
3. 組合員をブレーキ班C担務に就労させようとした根拠を明らかにすること。
4. 就労箇所については本人の容態と意見を充分採り入れ、身体に支障をきたす箇所には配属させないこと。
5. 産業医から就労についての制限をどのように確認しているのか明らかにすること。
6. 多目的トイレのない現場への配属に対しての考えを明らかにすること。
7. 現場に多目的トイレ（オストメイト対応）の設置計画があるのか明らかにすること。

以上